

いなべ市監査委員告示 第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、平成 30 年度定期監査（小学校 3 校、中学校 4 校）の結果報告を次のように公表する。

平成 31 年 3 月 12 日

いなべ市監査委員 羽場 恭博

いなべ市監査委員 鈴木 順子

い 監 査 第 1 5 3 号
平成 3 1 年 3 月 1 2 日

いなべ市長 日沖 靖 様

いなべ市監査委員 羽 場 恭 博
いなべ市監査委員 鈴 木 順 子

平成 3 0 年度定期監査結果報告の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定により、藤原小学校、治田小学校、十社小学校、藤原中学校、北勢中学校、員弁中学校、大安中学校 7 校の定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果を次のとおり報告します。

平成 3 0 年 度

定期監査結果報告書

(小学校 3 校、中学校 4 校)

いなべ市監査委員

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

全小学校11校のうち治田小学校、十社小学校、藤原小学校の3校、全中学校（北勢中学校、藤原中学校、員弁中学校、大安中学校）について事務の執行や施設の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

2 監査の実施日

実施年月日	監査対象校
平成31年 2月5日（火）	藤原小学校、藤原中学校 大安中学校、員弁中学校
2月14日（木）	治田小学校、北勢中学校、十社小学校

3 実施した監査手続き

学校長等から提出された資料及び提示のあった関係帳簿等の監査と学校施設の現地調査を実施した。

第2 監査の結果

各小学校（3校）、各中学校（4校）とも事務は適正に処理されているものと認められた。

なお、監査の過程において気付いた軽易な事項については、その都度口頭で指摘し、是正及び改善を要する事項は次のとおりである。

(1) 学校の管理等の是正及び改善について

ア、藤原小学校

児童数 262人、学級数 14、職員数 27人（育休1人含む）

○ 是正及び改善を要する箇所は見受けられなかった。

イ、十社小学校

児童数 97人、学級数 7、職員数 19人（調理員3人含む）

○ 是正及び改善を要する箇所は見受けられなかった。

ウ、治田小学校

児童数 137人、学級数 7、職員数 23人

（調理員3人及び育休1人含む）

○ 是正及び改善を要する箇所は見受けられなかった。

エ、藤原中学校

生徒数 129人、学級数 7、職員数 25人

○ 是正及び改善を要する箇所は見受けられなかった。

オ、北勢中学校

生徒数 363人、学級数 14、職員数 39人

○ 是正及び改善を要する箇所は見受けられなかった。

カ、員弁中学校

生徒数 273人、学級数 11、職員数 31人（育休1人含む）

○ 是正及び改善を要する箇所は見受けられなかった。

キ、大安中学校

生徒数 430人、学級数 15、職員数 40人（育休1人含む）

○ 是正及び改善を要する箇所は見受けられなかった。

(2) 事務上の改善を要する共通事項

ア、切手の受け払い簿について

切手の受払いについては、学校により切手の保管方法が様々であり使用枚数や残額の相違は口頭で改善を指摘した。常に経理責任者が切手の保有枚数の確認を定期的に行い万全を期されたい。

イ、施設内点検について

校舎および施設遊具の点検において修繕事項の案件は、安全性の確保を優先させ速やかに対応し、事故のないように努められたい。

ウ、備品管理及び備品台帳について

備品の購入及び廃棄の異動については適宜入力を行い適正な備品管理に努められたい。備品台帳もファイリング等で常に確認できるよう保管されたい。

エ、安全確認について

学期ごとに避難訓練(地震・火災)が行われており安全対策がとられている。

(3) 要望事項

ア、児童、生徒の登下校時の安全対策については各学校において対応されている。今後も通学者の交通マナーを含めて、なお一層の安全性の向上に努められたい。

以上